

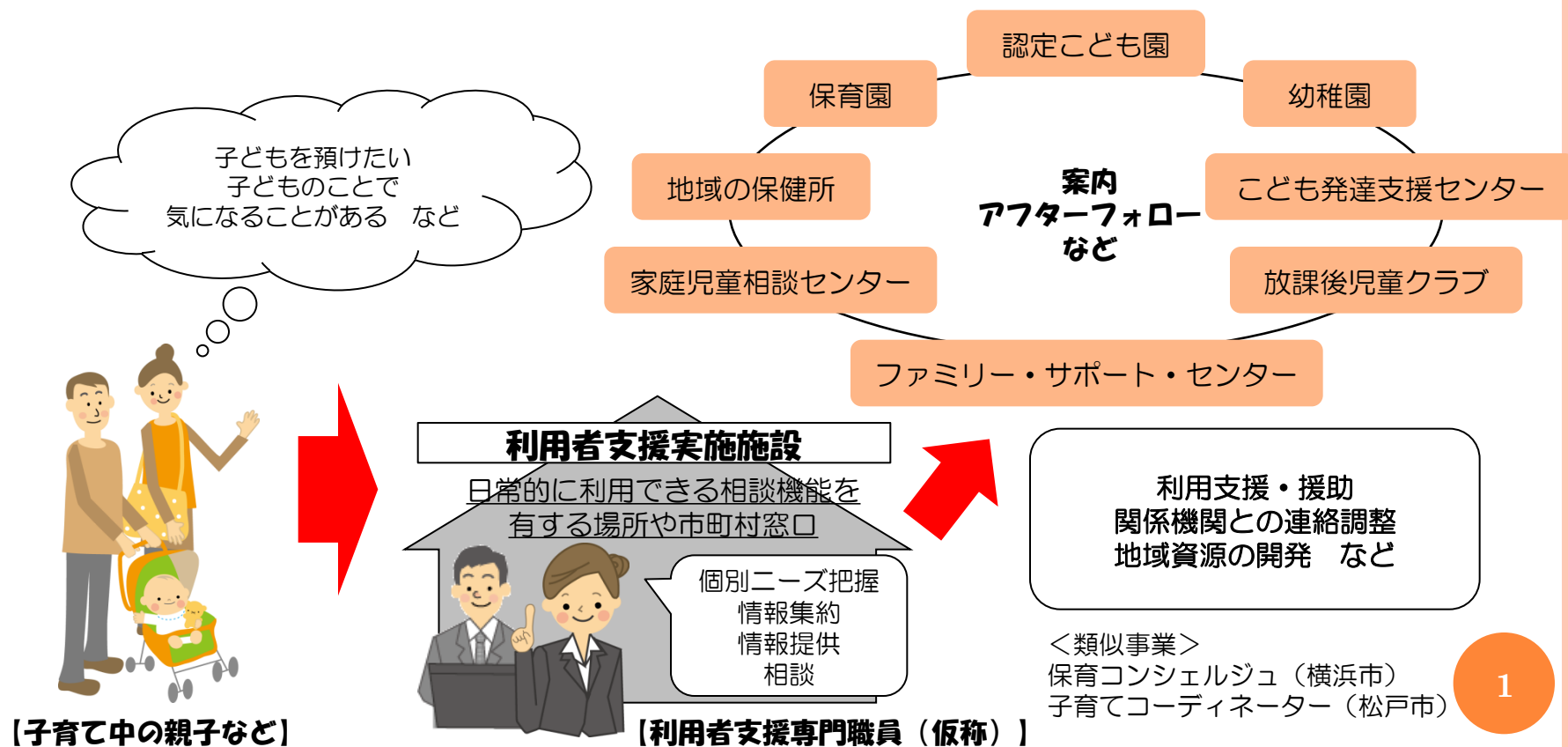
地域子ども・子育て支援事業に係る 各事業の概要について

利用者支援事業

<新規>

【事業概要】

利用者の個別ニーズを把握し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報集約や情報提供、相談・助言等の利用支援を行う。また、各事業等を提供している関係機関との連絡・調整等の体制づくりを行う。

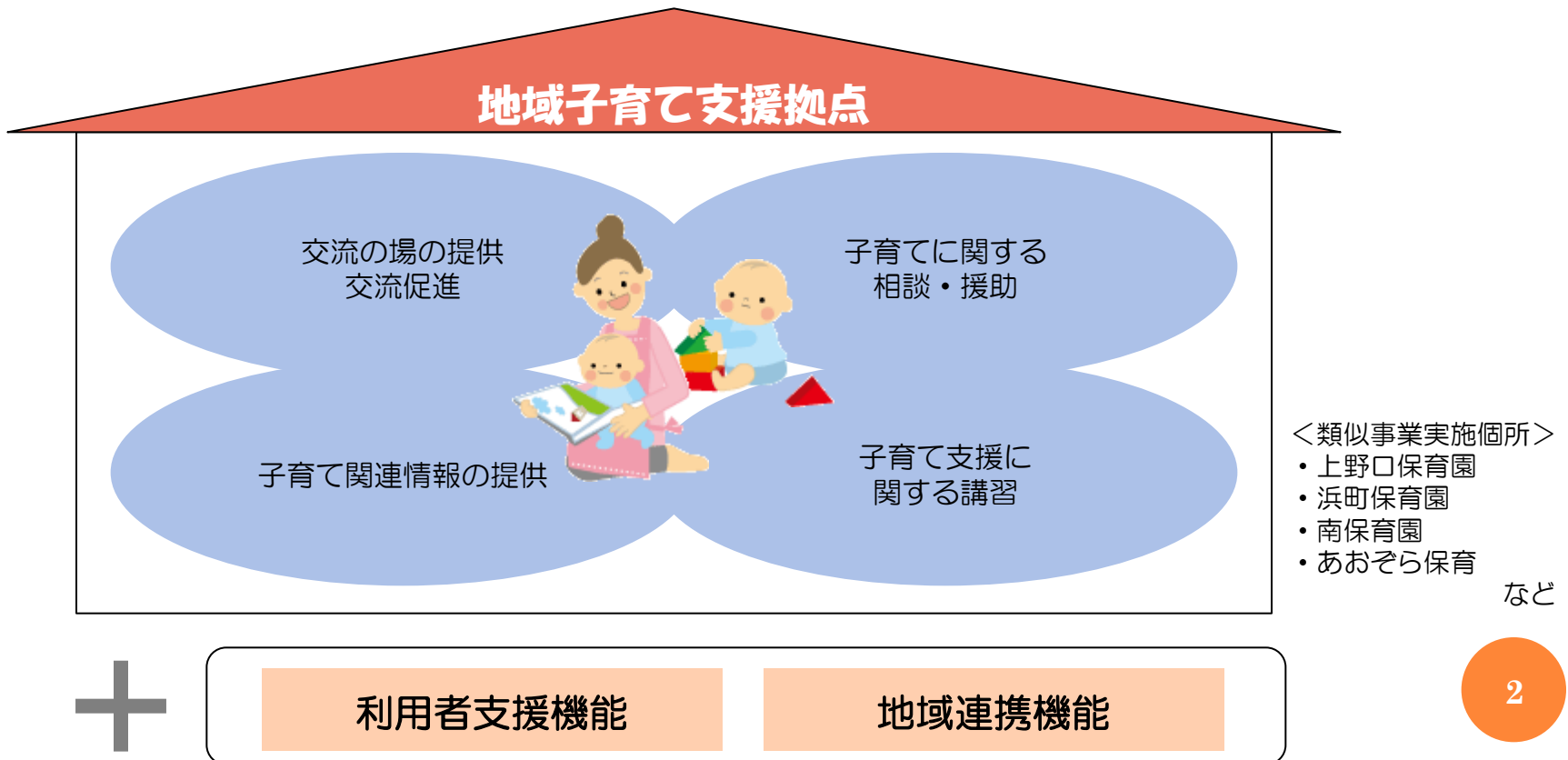


地域子育て支援拠点事業

<担当課：子育て支援課>

【事業概要】

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施。また、地域機能強化型では利用者支援・地域支援機能を付加し、機能を強化。

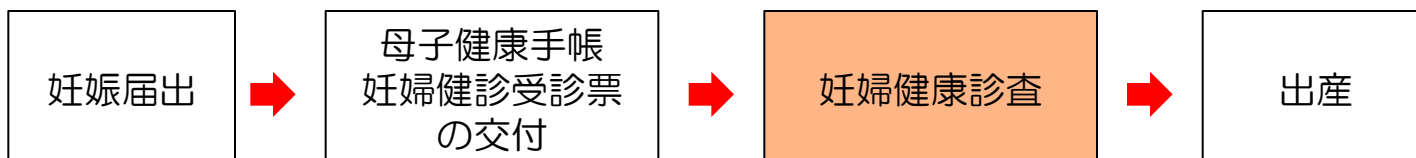


妊婦健康診査事業

<担当課：健康増進課>

【事業概要】

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。



国が示している妊婦健康診査の実施基準

期間	妊娠初期～23週	24～35週	36週～出産
回数	1～4回目	5～10回目	11～14回目
間隔	4週間に1回	2週間に1回	毎週
基本的な項目	○健康状態の把握（問診、診察） ○検査、計測（血圧、尿検査、腹囲、体重など）		○保健指導
必要に応じて行う 医学的検査	○血液検査 ○子宮頸がん検診 ○超音波検査	○血液検査 ○B群溶血性レンサ球菌 検査 ○超音波検査	○血液検査 ○超音波検査
	○HTLV-1抗体検査 ○性器クラミジア検査		

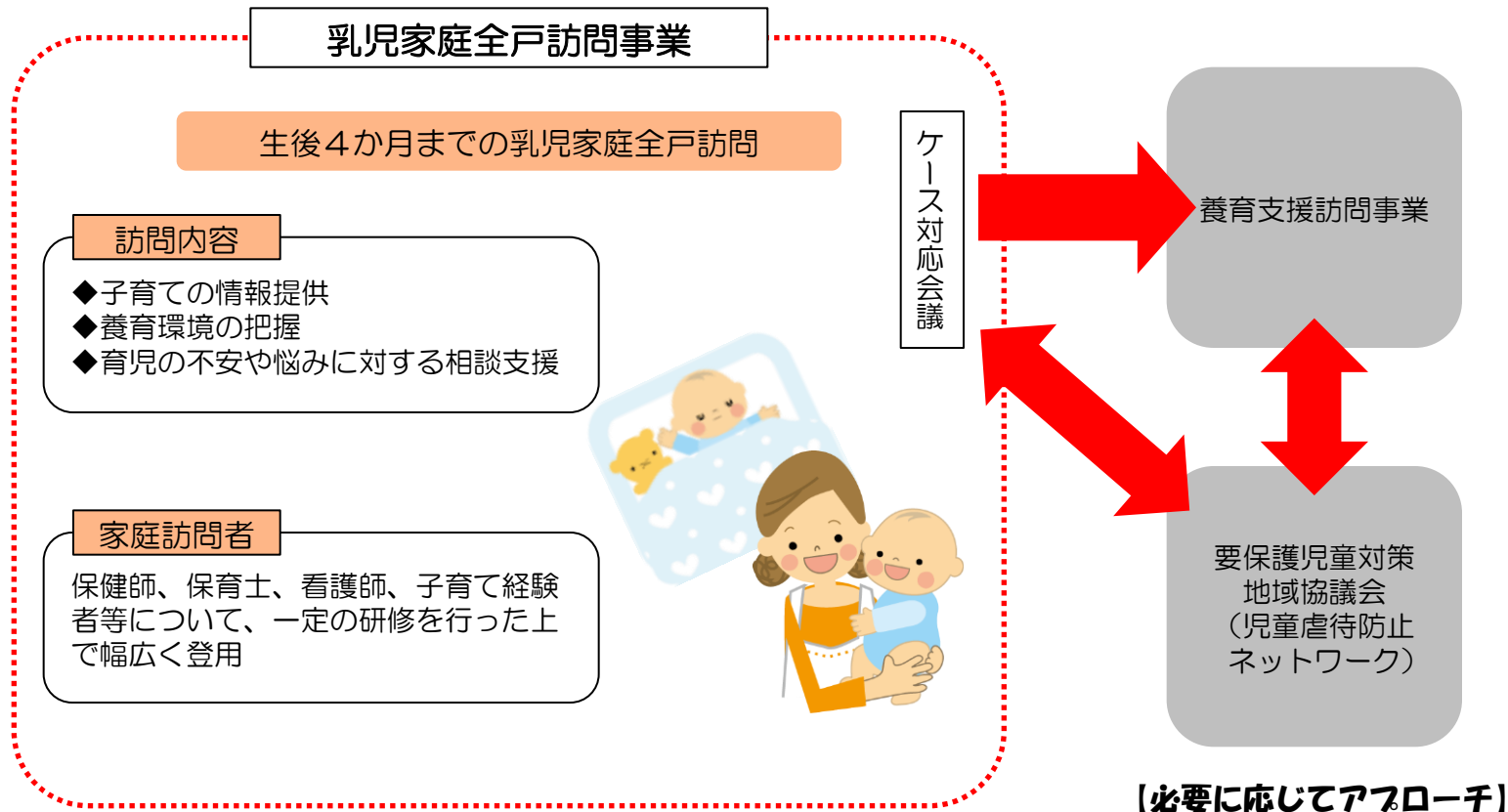


※市が行っている事業概要としては、母と子の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査受診費用の一部を助成しています。【妊婦健康診査公費助成事業】

乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業) <担当課：子育て支援課>

【事業概要】

生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。(市町村が実施主体、民間への委託が可能。)

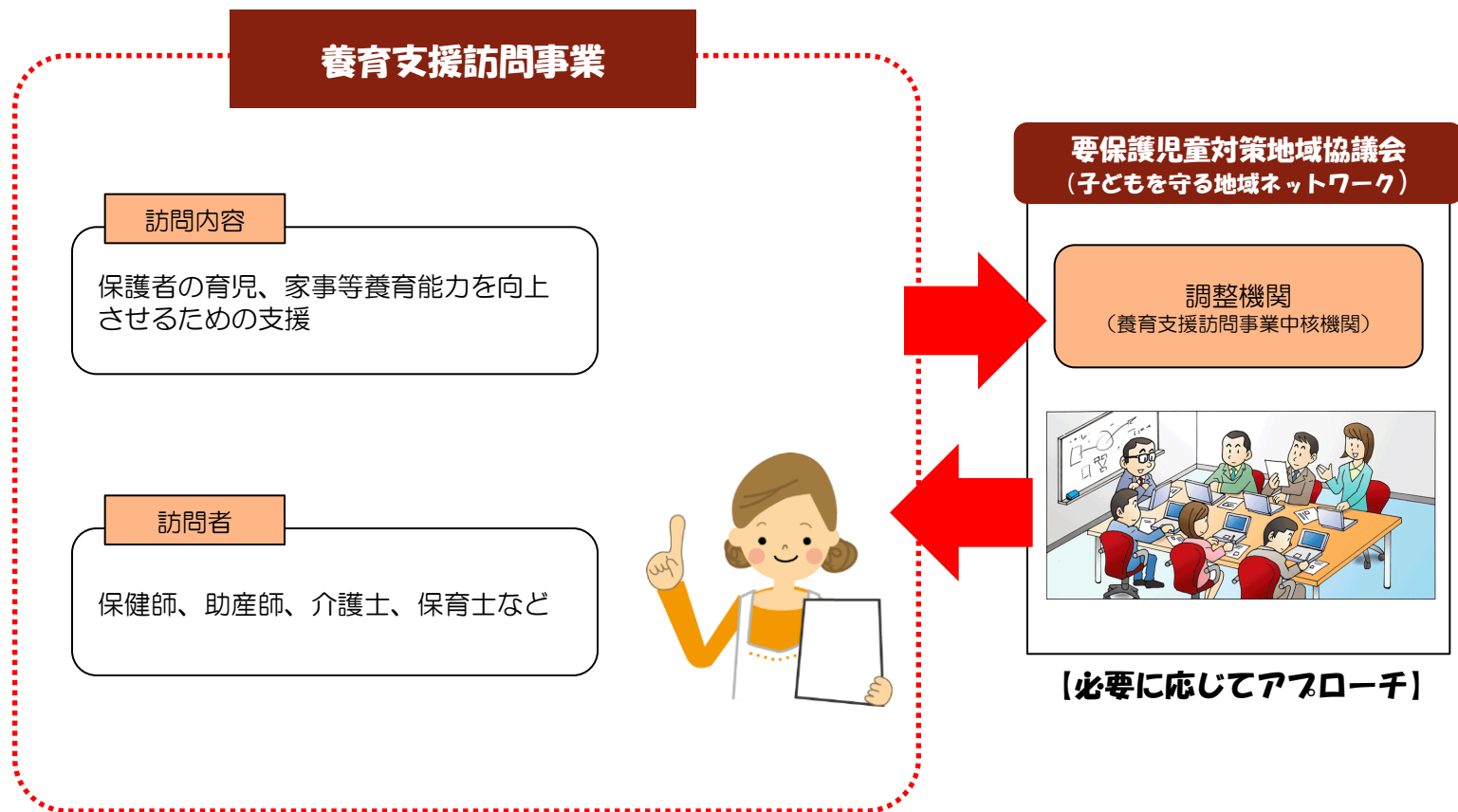


養育支援訪問事業

<担当課：子育て支援課>

【事業概要】

養育支援が必要と判断された家庭を訪問して、養育に関する助言、指導を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業。



子育て短期支援事業

〈担当課：子育て支援課・保育幼稚園課〉

【事業概要】

保護者の病気などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において、一定期間、養育・保護を行う事業。

	短期入所生活援助事業 (ショートステイ)	夜間養護等事業 (トワイライトショートステイ)
対象者	次の事由に該当する家庭の児童又は母子等 <ul style="list-style-type: none">◆児童の保護者の疾病◆育児疲れ、慢性疾患児の育児疲れ、育児不安など身体上又は精神上的の事由◆出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由◆冠婚葬祭、転勤、出張や学校行事への参加など社会的な事由◆経済的問題により緊急一時的に母子保護を必要とする場合	保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童
利用期間	7日以内（宿泊可）	平日夜間又は休日（宿泊可）
実施場所	児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等 住民に身近であって、適切に保護することができる施設	

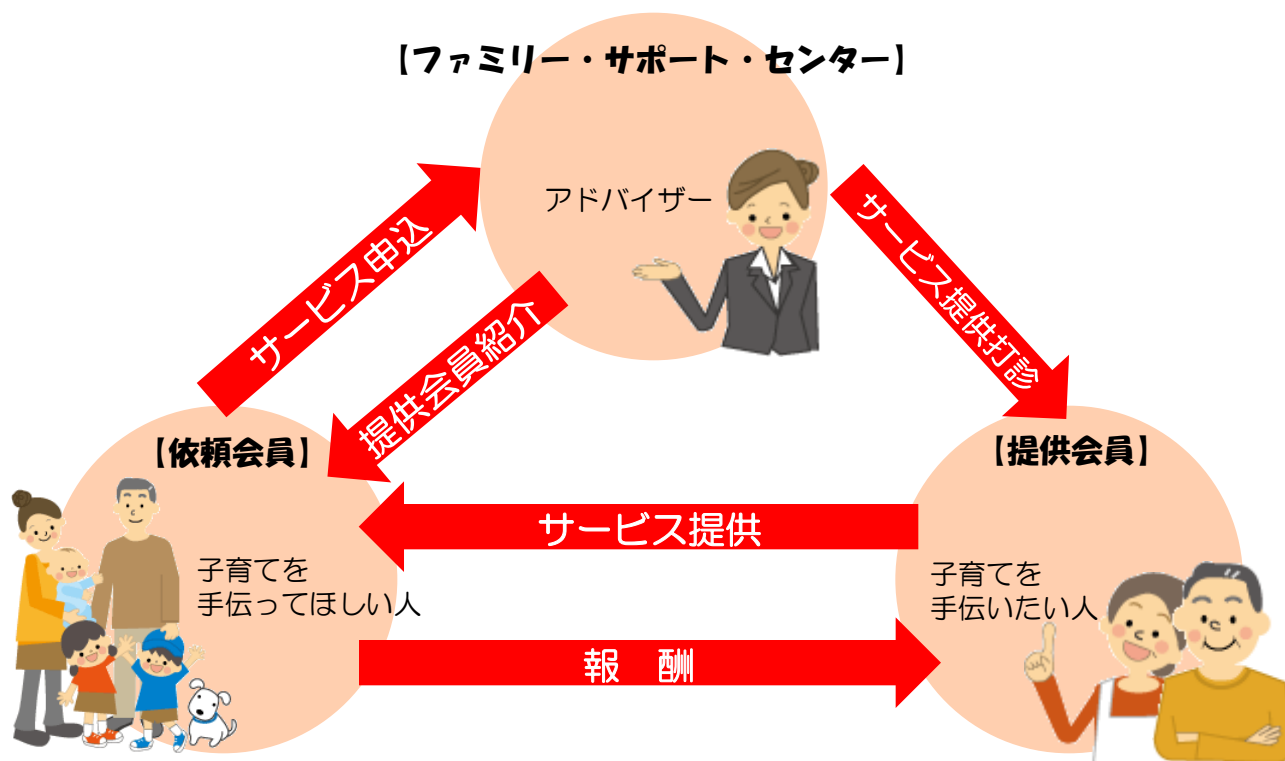


ファミリー・サポート・センター事業

〈担当課：子育て支援課〉

【事業概要】

保護者の仕事と家庭の両立及び子どもの健やかな育成を支援するため、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）の相互援助活動に関する連絡・調整を行う。



一時預かり事業

<担当課：保育幼稚園課>

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主に昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業。

現行制度	新制度	事業概要
保育所型	一般型 【統合】	家庭において保育を受けることが、一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間において、保育所や地域子育て支援拠点のほか、駅ビル、商店街などの利便性の高い場所で、児童を一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
地域密着型 (法定事業)		
地域密着Ⅱ型 (予算事業)		
基幹型加算	基幹型加算 【継続】	通常の利用範囲を超えて、土曜日、日曜日、国民の祝日等の開所及び1日9時間以上の開所を行う事業に対する加算。
幼稚園での 預かり保育	幼稚園型 【新設】	幼稚園の預かり保育については、一時預かり事業として取り扱われることとなるため、入園児の預かり保育を行う事業。
-	余裕活用型 【新設】	認定こども園等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。
-	訪問型 【新設】	居宅訪問型保育に準じ、保育の必要性の認定を受けない児童について、各家庭への訪問により一時預かりを行う事業。

※一時預かり事業には、保育所型（保育所で実施）と地域密着型（地域子育て支援拠点等で実施）がある。
また、一時預かり事業に類するものとして、有資格者（保育士）を1名以上配置するとともに、市町村が実施する一定の研修を修了した者を配置する類型（地域密着型Ⅱ型）がある。



延長保育事業

<担当課：保育幼稚園課>

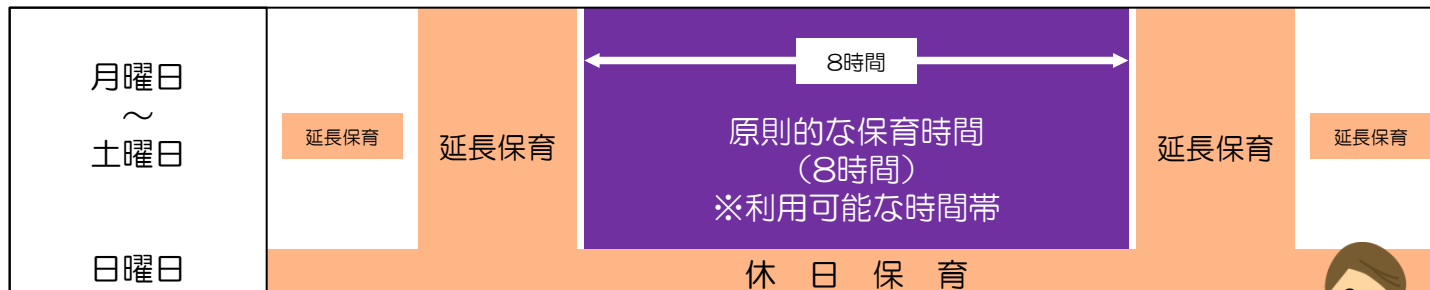
【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日時において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業。

◆保育標準時間◆



◆保育短時間◆



病児・病後児保育事業

<担当課：保育幼稚園課>

【事業概要】

児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

	病児対応型 病後児対応型	体調不良児対応型	非施設型（訪問型）
事業内容	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業
対象児童	病気により集団保育が困難であり、家庭での保育が困難な10歳未満の児童	保育中に児童が体調不良となった場合に保護者が迎えに来るまでの間、保育所において緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児
実施主体	市町村又は市町村が適切と認めた者	市町村又は保育所を経営する者	市町村又は市町村が適切と認めた者
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> ○看護師：利用児童概ね10名につき1名以上 保育士：利用児童概ね3名につき1名以上 ○病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設 	<ul style="list-style-type: none"> ○看護師等を常時2名以上配置（預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度） ○保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、児童の安静が確保されている場所 	<ul style="list-style-type: none"> ○預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1名に対して1名程度とすること



※実施要件として「医師との連携」及び「調理室設置」等も必要である。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） <担当課：子育て支援課>

【事業概要】

児童に対し、適切な遊びと生活の場を与えるとともに、異なった学年による児童の集団活動を推進し、放課後における児童の健全育成を図る。

事業名	対象者	利用料
放課後児童クラブ	小学校に通う1～6年生の児童のうち、主に保護者の就労・病気等により放課後家庭で保育することができない児童	月額¥4,500-（門真市）
開設日及び開設時間	平日（月～金）	長期休業期間等
	下校時から午後6時まで	午前8時30分から午後6時まで

- ・類似事業…放課後子ども教室、まなび舎Kids、かどま土曜自学自習室サタスタ
- ・利用料（全国平均）…月額¥4,000～6,000未満（26.8%）、¥6,000～8,000未満（21.6%）

<参照：厚生労働省ホームページより>

【放課後児童クラブの改正ポイント】

- 対象年齢の明確化（小学校6年生まで）
- 施設及び運営の基準条例を市町村が制定
- 計画において量の見込みと確保方策を明記

